



令和2年4月17日（金） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担当係	担当者	電話番号
地域福祉課	生活支援係	小 椋 栗 本	内線 2647 直通 058-272-8264 FAX 058-278-2651

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ

住居確保給付金の対象範囲を拡充します

新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが、同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、当該給付金を支給できるように対象範囲を拡大することとなり、4月20日（月）から受付を開始します。

1 給付金の概要

○目的

住居を失った又は失うおそれがある方に対し、所要の求職活動等を要件に家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援することを目的

○支給対象

支給対象（現行）	支給対象（拡大後）
*離職、廃業後2年以内の者	*離職、廃業後2年以内の者 *給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している者

○支給要件

- ① 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が次の収入基準額以下

＜県内の町村の場合＞ ※市は異なる場合があります

世帯人数	基準額（円）		収入基準額（円）
1人	78,000	+家賃額（※） ただし地域ごとに設定された基準額が上限	107,000
2人	115,000		150,000
3人	140,000		177,700
4人	175,000		212,700
5人	209,000		246,700

・収入基準額は実際の家賃額が上限に満たない場合、その家賃額に伴い変動します。

② 申請者及び申請者と同一世帯に属する者の所有する預貯金の合計額が、次の金額以下

世帯人数	預貯金（円）
1 人	468,000
2 人	690,000
3 人	840,000
4 人以上	1,000,000

③ 求職活動要件

＊誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

○支給額 ＊お住まいの市町村や世帯状況等により異なります。

＊支給額＝家賃額－（月の世帯の収入合計額－基準額）

＊県内の町村区域については、次の金額を上限として支給します。

29,000 円（1人世帯） 35,000 円（2人世帯） 37,700 円（3～5人世帯）

○支給期間

＊原則3ヶ月（求職活動等を誠実にを行っている場合は3か月延長可能。最長9か月まで）

○支給方法

＊賃貸住宅の賃貸人または不動産媒介業者等への代理納付

2 受付期間 令和2年4月20日（月）から

3 受付機関・相談先 各市町村生活困窮者自立相談支援機関

○窓口一覧 URL:

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/tiiki-fukushi-sonota/seikatsu-konkyu/11219/jiritumadoguti.html>

※詳細は別添パンフレット参照